

公的研究費不正防止計画の策定について

城西国際大学は、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止への対応を目的として、以下に掲げる諸事項に基づき不正防止計画を策定し、これを推進する。

1. 具体的な不正防止計画の策定

予算単位ごとに問題となりうる具体的な事項を洗い出し、不正につながる要因の早期発見に努める。

また、不正を発生させる要因を本学全体に起因するもの及び個別の部局ごとに特有のもの、もしくは研究者個人の問題・責任に係るものと大学（研究機関）の問題・責任に係るものとは分類した上で、具体的な不正防止運用策を定める。

2. 物品の発注・納品確認を明確にする体制の整備

現場発注の発注権限や範囲等を明確にし、研究機関内外に対して周知を行う。また、教育研究上必要な物品の納品確認をこれまで以上に厳格に実施するため、検収体制を整備する。

3. 学生等に支給する賃金・謝金等に関する体制の整備

勤務実体の無い謝金・賃金の請求や勤務時間の水増し請求などの不正を防止するため、勤務日や勤務時間等、勤務実態の把握に努める。

4. 旅費の支給に関する体制の整備

出張の事実が無い旅費の請求や、実際の日程よりも長い日程による旅費の請求などの不正を防止するため、旅行日程や宿泊の有無等、旅行の実態の把握に努める。

5. 不正行為を早期発見し是正するための体制の整備

物品の納品、支払い請求等に関する疑問点などに対応するために相談窓口を設置する。また、窓口を活用して不正行為の早期発見と是正に努める。

6. 外部への公表

本学における公的研究費の不正防止に向けた取り組みに係る方針及び意思決定手続きを研究機関内外に公表する。

7. 研修の実施

科学研究費助成事業の公募に係る説明会や新規採用教職員研修会等の機会を利用し、公的研究費の不正使用の防止に係る研修を実施する。

8. 誓約書等の徴取

科学研究費助成事業及びその他の競争的資金の交付を受けた研究者から、必要に応じて、ルール等を遵守する旨の誓約書等を徴するものとする。

9. 内部監査の実施

学校法人城西大学法人本部内部監査室は、公的研究費不正防止計画推進部署との連携により、公的研究費の適正な運用・管理について実効性のある監査を実施する。

以 上